

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第 7 部門第 1 区分  
 【発行日】令和 5 年 2 月 24 日(2023.2.24)

【公開番号】特開 2022-77776(P2022-77776A)  
 【公開日】令和 4 年 5 月 24 日(2022.5.24)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-091  
 【出願番号】特願 2020-188767(P2020-188767)  
 【国際特許分類】

H 0 1 R 9/28(2006.01)

H 0 1 R 13/648(2006.01)

H 0 1 R 13/533(2006.01)

【F I】

H 0 1 R 9/28

H 0 1 R 13/648

H 0 1 R 13/533 A

【手続補正書】

【提出日】令和 5 年 2 月 15 日(2023.2.15)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

従来から、電気自動車等の車両に搭載される車載機器には、当該車載機器の外部との電気接続を可能にする端子台が設けられている。例えば、特許文献 1 には、端子が収容配置された絶縁ハウジングの周囲を遮蔽するシールドシェルを備えたシールド機能を備えた端子台が開示されている。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 0】

< 端子 1 6 >

図 3 および図 6 に示すように、端子 1 6 は、平板形状を有している。端子 1 6 の材料としては、例えば、銅、銅合金、アルミニウム、アルミニウム合金、ステンレス鋼などの金属材料を適宜用いることができる。端子 1 6 は、その構成金属の種類や使用環境に応じて、銀メッキ、錫メッキやアルミニウムメッキ等の表面処理を施していてもよく、例えば、導電性に優れた金属板をプレス打ち抜き加工することによって形成することができる。端子 1 6 は、先端側(図 3 中、前方側)に端子 1 6 の長手方向(図 3 および図 6 中、前後方向)に矩形断面で延びる平板形状を有する接続部 1 4 を有している。また、端子 1 6 は、基端側(図 3 中、後方側)に接続部 1 4 の後端に連続して設けられた固定部 2 2 を有している。固定部 2 2 は、端子 1 6 の長手方向に矩形断面で延びる平板形状を有している。さらに、端子 1 6 は、固定部 2 2 よりもさらに基端側(図 3 中、後端側)に固定部 2 2 の後端に連続して矩形平板状を有する締結部 2 4 が形成されている。締結部 2 4 は、中央部にボルト挿通孔 2 6 が貫設されかつシールドシェル 2 0 から突出して外部に露出されており、図示しない車載機器の端子に締結されるようになっている。加えて、図 6 に示すように、端子 1 6 は、固定部 2 2 の締結部 2 4 側の端部の板幅方向の両端部に、外面すなわち板

10

20

30

40

50

厚方向に貫通しかつ板幅方向外方に向かって開口する凹部 2 8 が設けられている。\_\_\_\_

10

20

30

40

50